

議会運営委員会会議録

平成13年3月6日午後4時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎山本 直子 ○吉川 勝義 小野 隆雄
村中 政昭 野呂 民平 西谷 剛周
萬里川議長

2. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

3. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会宣言（午後4時00分）

委員長 署名委員 吉川委員、小野委員

委員長 議長から議会運営委員会を開いてほしいというお願いがございましたので、ただ今より会議を開きます。

まず、皆さんにお集まりいただきました件につきまして、若干整理が必要なのか、あるいはどこから話をしていいのか、進め方についてご意見をいただきたいと思えます。

村中委員 局長の退職等、私も聞いていたのですが、その後の経緯が全くわからないので、その辺の経緯を説明していただきたい。

委員長 その件にかかわっては、村中委員さんが体調を崩されてご欠席の時に議会運営委員会を開かせていただいた経緯がございます。その件について改めてここで議論をしていくという話にはなりにくいのかなと思えますので、会議録を見ていただくということでご了解いただけますでしょうか。話の中で必要な分がありましたら、順次説明させていただきます。

野呂委員 私は一般質問の途中で議事進行というのは成り立たないと、こういう会議自身も私の質問の途中ですよ。途中で何でもこういうことをしなくては行けないのか。こういうことは成り立たないと、私の持ち時間、それからこの発言については署名議員もいるわけですし、これは後で対処されるべき問題です。質問をきちっと契約どおりやってもらいたい。こんな無茶苦茶なことをされたら、議員の発言権が無視されたものと思うのです。

小野委員　私は野呂議員の名誉のために発言を求めました。といいますのは、先ほども議場で休憩中に申し述べましたとおり、議会の品位を落とす発言があるし、これは発言者自らが取り消さなければならない問題です。それらを指摘したままで、今の発言に対して、132条に完全に抵触しますそのことについて、議長から発言取り消しを求めてくださいと、その場所でなければできないことです。ということで、私も野呂議員の一般質問を阻害しようという気は一切ありません。

そうでなかったら、野呂議員はこういうことで発言されたという懲罰動議を出さないといけない。3日以内に。それらを避けたいのであの場所で申し上げ、議長の取り扱いをお願いしただけです。

吉川委員　これは議長が判断すべきことだと思う。議員お互いに、野呂議員は野呂議員の主張がある。野呂議員はいろいろ調べてやっているわけですが、これに適合しているかどうかは議長がはっきりすべきことであって、私ら議員が発言していて、自分でそう思っても判断されるのは議長だと思う。

野呂委員　議長が発言して差し止めるというのならわかる。一般議員が挙手して途中で言うのはおかしい。純然たる議事の進行とは違う。内容にかかわったことにいちゃもんをつけてきている。こんなことは許されない。なおかつ、私は今読んだ分については、正副議長に事前に全文を読んで聞いてもらっているわけです。今読んだ文書全部直前に正副議長に聞いてもらっている。ですから途中で投書については読み上げないでくれと、それについては私は了解しましょうと、ただし議事録には残してもらいますと、こういう約束で一言一句そのとおり読んで了解を取っているのに、何を今更やいやい言われるのか。

小野委員　議長も了解済みで、議長もそういうことだということですので、議員

として同僚議員の発言に対して、発言の取り消しを求める動議を再開してもらってします。それを採決してください。

野呂委員　　そういうことはできるのか。

小野委員　　それはできる。その後に私は文書で懲罰動議を出します。

委員長　　今、野呂委員さんから、事前に正副議長にご確認済だということで、そこだけ確認させていただきたいと思います。

議長はそれは間違いないですか。

議長　　確認しました。

小野委員　　野呂議員の発言の中で、何か読み上げないと、読み上げないけど議事録に資料に残すというのは、そういうことはできるのですか。

委員長　　多分それは野呂委員と議長との話の中でのことだと思います。

吉川委員　　それは実際できるのですか。それは読み上げてもらって、議事録に残すと言わないと。これは研究してもらわないといけない。

委員長　　暫時休憩します。（午後4時08分）

委員長　　再開します。（午後4時50分）

本会議場での扱いについて、どのようにさせていただくか、先ほどの休憩のご議論も含めて最終的にご協議させていただきたいと思います。ご意見を伺います。

野呂委員

指摘しているのは、議場の秩序維持ということで、129条を皆さんが言ってますけれど、普通公共団体の議会の会議中、この法律または会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長これを制止し、または発言を取り消させ、その命令に従わないときはその日の会議が終わるまで発言を禁止し、または議場の外に退去させることが出来るとなっている。会議規則に違反しですね、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、これが1つですね。もう一つは品位の保持、132条、普通地方公共団体の議会の会議または議員会においては議員は無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないと書いてある。私無礼なことを言っていますか、何が私生活ですか。いわゆる議会議員の幹部が介在して、その退職について一旦退職願を出しているのに、それをひっくり返すための一定の力が働いたと、こういうことについて私はダメだということで、発言しているわけですから、そのことが私生活にわたるといふことか。幹部公務員のそういうことが許されるのかという指摘をしているのです。そういうことについては自治法の186条でも人事権については、議長が議会事務局の職員の任命権者であると明記してあるわけです。だからそれに違反しているから私はおかしいという論旨を展開しているわけです。だから私はその事実関係を確かめたわけです。町長、助役に会って、ちゃんと確かめて、町長、助役もそういうことを言っているから、事実それであな方が会った後で町長から助役が来て、事務局長の撤回を認めましょうとこう言ったのでしょ。何も悪いことは言っていない。

吉川委員

今は野呂議員の発言に対してみんながどう判断するかで議論をしている。野呂さんの意見を聞きに来たのではない。みんなが発言して野呂さんが異議ある場合は、それは多いに言ったらいいと思う。野呂さんが言っていることは議場で聞いてきた。それに対して判断するのは議員である。はっきり言って議長だと思う。それに異議があるという動議があつ

たら、その動議は採決されるか、不採択になるかは別として、それは取り上げて賛否を問わないといけない。ルールです。野呂議員がそういう発言をする場でないと思う。

村中委員 他人の私生活にわたるような発言、これがどこまで私生活にわたるような発言であるかということは、いろいろ考え方があろうと思う。私の考えとしては、局長が退職される、あるいは退職されない、撤回されたということについては、やはり議会事務局長の私生活に関することであると、私はそう判断するわけです。

それと、局長がお辞めになられるということを知ったことはありますけれど、今議長として現在の局長がこうした事務的にてきぱきとされておる、有能な方であるという中で、定年いっぱいまで努めていただければありがたいのではないかと、仮に町長に申されたとしても、これは私は問題ではないと思う。

それともう一つ、いわゆる根拠のない単なる風潮に基づく発言もどうかということも言われている。先ほど野呂議員の差出人不明のそうした投書、それを発言しないで議事録に載せていくということになると、差出人のないようなものを文書として残していくのがいいのかどうかと思うし、それを野呂議員が読み上げておらないものを議事録に載せていくのもどうかと思う。それは委員長の方から具合が悪いということを申しましたけれども。

そうした中で、私の考え方としては、先ほど小野議員から緊急動議なされましたが、これについては私生活にわたる発言であると私は考えますので、緊急動議そのものは妥当なものだと考えます。

西谷委員 聞いている中では、局長自身がどうこうと、議運でも言っておられたが、そういう人事に議員が絡んだことはやっぱりおかしいということの中での論旨の展開だと思う。品位の保持の中で、132条でそれがはた

して当てはまるのか、当てはまるという人もいているし、私が見たら私生活には当てはまらない。当然職員の人事についての話の中では当てはまらないと思う。こういうことを仮に一般質問をしておかしいということで、確かに動議が出せるということですが、動議が出せるからと言って、こういうことが連発されてきたら、今後一般質問で本当に発言を阻止しようと思えばいくらでも動議を出してできるという部分もあるから、できればこういうことは一般質問の時間に動議を出すということについては前例としてはしてほしくないと思う。

小野委員

今までの議運、全協でこの肩たたきの件では、野呂議員はおっしゃっているとおおり、局長が出したとか取り下げたとか、それらのことではついておられないはずです。あれはあくまで言うておられたのは、その正副委員長及び正副議長がそういう行動をとるのはおかしいと、しかし今回の一般質問ではっきりと局長の今までの答弁を求めるという行為自体が私生活にわたっての質問には入ってくるのではないかと思っていたから、これを用意したのです。

それから西谷委員しっかりしといてくれ。発言の取り消しを求める動議というのは、同じように発言の自由もあるし、それに対する権利です。それができなかつたら何を言ってもいいのかと、最低のルールは載っている。そのルールを守らないから、私は議長に発言を求めて動議という形でしましようかと言っているだけです。

委員長、再開されてこの進め方を本会議場でどうするかということですので、先ほど私は議長が議長において野呂議員の発言が不穏当ですから、取り消すことを要求いたしました。だけど休憩になっています。そしたら私の方で発言の取り消しの動議を提出すると、そのように再開してもらってやりますので、その動議を先に諮ってください。そしてみんながこの発言が私生活にわたるものか、それは常識のある議員さんが判断されることで、ここにも書いてあるとおおり、そして決まったとしても

、議長はこれが拘束されないとなっております。しかし、議会の意思として尊重して措置することになる。そういうことになってますし、またその発言を行った事実に対しては責任を負わなければならないと、もし発言を取り消したということになって、あの会場で発言したという事実は残りますので、その点についてその内容如何によっては懲罰の対象にされる場合もありますということになりますので、その結果、いろいろ相談させてもらいたい。私はこのように思います。

野呂委員 不穏当発言というのなら、その不穏当発言の理由を明確にしてもらいたい。条文に基づいて、風紀の保持に該当するかどうか、他人の私生活に言論してはならない。私の発言のどこがその部分に当たるのか、そのことも含めてきちっと論旨が通らないことには、これは裁判沙汰になりますよ。

吉川委員 やっぱり元に戻って、いつまでも議論してても仕方がない。ルールに則って行かないといけない。今、小野議員が説明してくれたように、動議を出して全員一致で通ったとしても、議長がそれに束縛されることはないのですから、議長判断で私は好判断すると言ってもらえばそれで言い訳です。

委員長 今、本会議場の扱いについて意見を伺っているのですが、今ご提案をいただいたのは小野議員からなのですが、その他ありますか。

野呂委員 私はこれは全く不当な扱いということで反対します。

吉川委員 仮に私の発言に対して、皆さんから意義ある場合は、私はみんなの意見に従わないといけない。それは弁護はやっても、決めるのは自分ではない。それはみんなが決めるもの。そこだけはルールに則ってやっても

らいたい。

野呂委員　私が長い間議員をやってきたけど、一般質問でこういうことで人の質問がどんなことをしようが、一つも文句を付けたことはないし、また今までそんなことはなかったです。

委員長　私はありません。

野呂委員　だから無茶を通してやっているわけです。

小野委員　委員長、本会議を再開してください。

委員長　全協開いてご協議してもらわなくていいですか。

小野委員　全協で報告してもらった方がベターだと思います。その中での議論はどうなるか解りませんが、できるだけ早く再開していただきたい。

野呂委員　全協で論議を願いたい。全協でもしてもらわないといけない。

小野委員　議事進行のことですので、それは委員長が方向付けを決めてもらえたらいいことです。

野呂委員　今後、このことについては懲罰にかけるといっている位だから、簡単に済ませてもらっては困る。やっぱり全協でもこういうことについて考えてもらわないと困る。

小野委員　私は、最初議会運営委員会で発言したとおり、最初は野呂議員に訂正をお願いしたいと、そういうことを議長から申し入れてくださいと、そ

れで野呂議員がそれを受けていただければ、そういう先のことまでは考えておりませんでした。そういう発言をしていますので、野呂議員が緊急動議に対して取り上げるか取り上げないかと、また西谷委員がそれはおかしいと発言されていますので、あえて緊急動議をやってくださいと言っているだけのことです。その後のことを申し上げただけで、懲罰動議が出されるから、そういうことは困ると、そんな発言は議員としてあるまじきことです。

野呂委員　　ですから、私は一般質問について、一般質問の直前に議長副議長同席の元に、私の一般質問の内容について最初から終わりまで読んでいるのです。その中で、投書について私が読むということについては、読まないでくれと、その代わりに議事録に載せるということですね。それ以上私が尽くすべきことはなかったと思う。全員協議会を開いて、私の発言が品位を汚すのかということを確認してからじゃないと、私が一般質問ができないのかということです。そういうことにも発展してくると思う。

　　ですから直ちに全員協議会を開いて、全員の一般質問に関係してくることですから、これはきちっと全協を開いてやってください。

委員長　　これ以上議論を尽くしても、時間的に難しくなると思いますので、議場に入っても混乱を避けたいと思いますので、全員協議会を議長にお願いして徴集していただきたいと委員長として思いますので、よろしくお願いいたします。

（午後5時10分終了）

|